第三十条の十六第一項中「第三十七条第一項各号」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第三十条の二十一第一項中「第三十七条の三第一項各号」の下に「（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）」を、「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第三項中「第三十七条の三第一項各号」の下に「（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）」を加える。

第三十七条の二第二号中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第四十条第十項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。第四十条第十項において「改正前厚生年金保険法」という。）」に改める。

第四十条第十項中「厚生年金保険法」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百三十条の二第二項」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百三十条の二第二項」に、「厚生年金基金から同法」を「存続厚生年金基金（平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）から平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法」に、「当該厚生年金基金」を「当該存続厚生年金基金」に改める。

第四十一条第二項第六号中「厚生年金基金が厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）」を「存続厚生年金基金が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。次号において「平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。同号において「廃止前厚生年金基金令」という。）」に、「当該厚生年金基金」を「当該存続厚生年金基金」に改め、同項第七号中「厚生年金基金から、厚生年金基金令」を「存続厚生年金基金から、平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前厚生年金基金令」に改め、同項第八号中「厚生年金基金」を「存続厚生年金基金」に改める。

第五十一条の十中「第十五条の三第八号」を「第十五条の三第九号」に改める。

第七十条第二号中「法人である」を「法人（金融機関及び保険業法第二条第二項に規定する保険会社を除く。）である」に改める。

第八十条の十一第二項第二号中「財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本産業協会」に改め、同項第三号中「財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本消費者協会」に改める。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正）

第十四条　投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中「限る。）」の下に「、のれんの償却額」を加える。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第十五条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の三第一号中「厚生年金基金（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十六条の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、同法第百七十六条第二項の規定による届出がされているものに限る。）」を「存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第百二十三条第一項第二十八号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）（平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この号及び第百二十三条第一項第二十八号において「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十六条の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百七十六条第二項の規定による届出がされているものに限る。）」に改め、同条第二号中「厚生年金基金」を「存続厚生年金基金」に改める。

第百二十三条第一項第二十八号中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十条の二第一項」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百三十条の二第一項」に、「厚生年金基金」を「存続厚生年金基金」に、「同法」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法」に改める。

第百三十条第一項第十二号中「厚生年金基金が厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）」を「存続厚生年金基金が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。次号において「平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。次号において「廃止前厚生年金基金令」という。）」に、「当該厚生年金基金」を「当該存続厚生年金基金」に改め、同項第十三号中「厚生年金基金から、厚生年金基金令」を「存続厚生年金基金から、平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前厚生年金基金令」に改め、同項第十四号及び第十五号イ(1)中「厚生年金基金」を「存続厚生年金基金」に改める。

第百三十四条第三項中「厚生年金基金」を「存続厚生年金基金」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（外国銀行支店の資本金に対応する資産の国内保有に関する経過措置）

第二条　金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第十四条の規定により読み替えて適用される同法第十四条の規定による改正後の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条の二に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該額が二十億円を超えるときは、二十億円とする。

一　平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで　十億円又は平成二十六年三月三十一日に終了する事業年度に係る第一条の規定による改正前の銀行法施行規則別紙様式第四号（同令第十四条第一項に規定する特定取引勘定届出外国銀行支店にあっては、別紙様式第四号の二）中の貸借対照表の利益準備金勘定に計上される額（次号において「利益準備金額」という。）のいずれか高い額

二　平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで　十五億円又は利益準備金額のいずれか高い額